② 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成18年度以降に元請として完成・引き渡しの完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止を目的として工事の工期の延長又は検査の延長を行ったことにより、本工事の競争参加資格確認申請日までに完成・引き渡しの完了しなかった工事については、本工事の競争参加資格確認申請日までに完成・引き渡しが完了したものとして取り扱う。この場合、新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止を目的として工事の工期の延長又は検査の延長を行ったことを確認できる資料を添付すること。(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)

同種工事とは、以下に掲げる工事とする。

・グラブ浚渫船による海上での浚渫あるいは床掘工事において、純土量30,000㎥以上を施工した工事。

③ ①及び②において当該施工実績が全地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局の発注した工事（いずれも港湾空港関係）に係る施工実績である場合にあっては、工事成績評点表の評定点合計（以下「評定点合計」という。)が65点未満のものを除く。

⑹ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（専任補助者を配置する場合は当該専任補助者を含む）を当該工事に配置できること。

また、建設業法第26条第３項及び建設業法施行令第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。

なお、本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

① １級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

② 特定建設工事共同企業体代表者、単体有資格業者又は経常建設共同企業体の全ての構成員にあっては、平成18年度以降に元請として完成・引き渡しの完了した、次の同種工事に監理技術者、主任技術者又は現場代理人として従事した施工経験を有する者であること。ただし、新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止を目的として工事の工期の延長又は検査の延長を行ったことにより、本工事の競争参加資格確認申請日までに完成・引き渡しの完了しなかった工事については、本工事の競争参加資格確認申請日までに完成・引き渡しが完了したものとして取り扱う。この場合、新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止を目的として工事の工期の延長又は検査の延長を行ったことを確認できる資料を添付すること。(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)

また、専任補助者を配置する場合における主任技術者又は監理技術者の同種工事の施工経験は不要とし、配置する専任補助者は同種工事の施工経験を有すること。

同種工事とは、以下に掲げる工事とする。

・グラブ浚渫船による海上での浚渫あるいは床掘を施工した工事。

③ 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成18年度以降に元請として完成・引き渡しの完了した、次の同種工事に監理技術者、主任技術者又は現場代理人として従事した施工経験を有する者であること。ただし、新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止を目的として工事の工期の延長又は検査の延長を行ったことにより、本工事の競争参加資格確認申請日までに完成・引き渡しの完了しなかった工事については、本工事の競争参加資格確認申請日までに完成・引き渡しが完了したものとして取り扱う。この場合、新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止を目的として工事の工期の延長又は検査の延長を行ったことを確認できる資料を添付すること。(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)

なお、競争参加者が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員について、主任技術者の工事の施工経験は求めない。

同種工事とは、以下に掲げる工事とする。

・グラブ浚渫船による海上での浚渫あるいは床掘を施工した工事。

④ ②及び③において当該施工実績が全地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局の発注した工事（いずれも港湾空港関係）に係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

⑤ 監理技術者（専任補助者を配置する場合は当該専任補助者を含む）にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑥ 専任補助者を配置する場合における主任技術者又は監理技術者は、工事の公告日が含まれる年度の当初（４月１日）において満40歳未満の者であること。

⑦ 専任補助者と現場代理人は兼務することができる。

⑧ 申請する技術者が、平成18年４月１日以降に産前産後休業及び育児休業（以下、「産休育休」という。)を取得した場合は、産休育休期間に相当する期間を施工実績を求める期間に加えることができる。

⑺ 申請書、確認資料及び技術提案書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、中国地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年３月31日付け港管第927号)に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者すべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。(入札説明書参照)

⑼ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑽ 上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

３ 総合評価に関する事項

⑴ 入札参加者は、価格及び⑶②に示す評価項目をもって入札を行い、⑵の要件全てに該当する者のうち、⑶によって得られる標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。)の最も高い者（複数存在する場合は、⑷による。)を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

⑵ 評価対象要件

① 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

② 評価値が標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。)に対して下回らないこと。

⑶ 評価項目と評価基準

① 上記２競争参加資格を満足する者に標準点100点を、技術提案等の評価結果に応じて加算点最大64点を、さらに施工体制の評価結果に応じて施工体制評価点最大30点を与える。

② 評価項目は次のイ）～ロ）とし、その詳細及び評価基準は入札説明書による。

イ）標準案と異なる施工方法等に関する提案として企業に求める技術提案　指定テーマは「浚渫時又は土運船航行時の周辺海域を航行する一般船舶の安全確保のための施工上の工夫に関する技術提案」及び「浚渫時における水質汚濁拡散低減のための施工上の工夫に関する技術提案」とする。

ロ）賃上げの表明